



ハラル市場の将来展望と認証までのプロセス - (全6回)

● The Outline of Halal System

第1回 ハラル制度の概要

中京大学 総合政策学部 並河 良一

1. ハラルとは

日本の食品企業は、ポスト中国市場として、イスラム諸国市場に注目を示している。イスラム諸国と言えば、中東地域を想定するが、東南アジアのインドネシア、マレーシアなど日本企業に馴染みの深い国々が含まれる。イスラム諸国が集まる国際組織であるイスラム協力機構(OIC: Organization of Islamic Cooperation)には、表1に示すように、57か国が加盟しており、国内にイスラム教徒を抱えるロシア、タイもオブザーバーとして参加している。イスラム諸国は、人口が多く(世界のイスラム教徒は約16億人)、しかも、石油価格の高騰を背景に経済成長が著しい国が多いため、極めて魅力ある市場である(市場規模については、本連載の第4回で詳述)。しかし、イスラム諸国では、イスラム教

徒の忌避する豚成分(ゼラチンやコラーゲンも対象)やアルコール等を含まない食品を製造して市場に供する必要があるため、イスラム市場への参入は容易ではない。イスラム教の教義に沿った食品は、ハラル食品と呼ばれる。

「ハラル(Halal)」とは、シャリア法(イスラムの教義に基づく法令)に従っており、許される物または行為(Lawful)という意味である。反対に、シャリア法により禁止される物または行為(Prohibited)は「ハラム(Haram)」と言われる。ハラルという概念は、食品だけに適用されるのではなく、イスラム教徒がふれる「物」や「サービス(=形のないもの)」だけでなく、イスラム教徒の「行為」もカバーする広い概念である。ビジネスの分野では、ハラルという概念は、食品以外にも、化粧品、医薬品、トイレタリー製品など人が摂取す

る物、人の身体に触れる物に及ぶ。また、レストラン、食品輸送、食品倉庫のように食品に関連するサービスだけでなく、ホテルや金融業にも及ぶ。金融分野のハラルは、金利を禁止する「イスラム金融」として有名である。

ただし、ハラルか否かは、物により一義的に決まるものではない。食品について言えば、豚肉やアルコール飲料はそれ自体が禁止される物(Haram ilizatihi)であるが、ハラルの物が他の理由により禁止されることがある(Haram li ghairihi)。たとえば、鶏肉はハラルであるが、鶏が盗品であった場合には、その窃盗行為の故に、その鶏肉はハラムとなる。また、鶏の処理方法がイスラム教の教義に沿っていない場合(電気ショック法の利用など)、鶏肉の処理機械が豚肉の処理と共に用されている場合には、その鶏肉はハラルではなくなる。

ハラルの概念は、イスラム教という宗教を基礎とするため、その基本部分は世界共通である。しかし、詳細に見れば、ハラルの内容は、宗派により、国や地域により、微妙に異なる。また、国や地域により、社会のハラルに対する厳密さに大きな差異がある。また、時代が進み、かつてはなかった物やサービスが出現すると、それがハラルであるか否かについて判断が下されるが、その判断は国や地域により、微妙に異なることがある。食品分野では、たとえば、遺伝子組換え食品に対する考え方には、国により相違がある(国際的な差異は、本連載の第5回で詳述)。

2. ハラル制度の概要

ハラルの概念を、経済活動に利用しやすいように、訳して制度の形にしたものが「ハラル制度」である。ハラル制度は、まず食品について定められ、最近

表1 イスラム協力機構(OIC)加盟国等一覧

| 地域 | 国 | 地域 | 国 | 地域 | 国 |
|------------------|----------|------------------|-------------|------------------|----------|
| ア ジ ア | インドネシア | 中 東 | レバノン | ア フ リ カ | コートジボワール |
| | パキスタン | | *北キプロス・トルコ | | コモロ |
| | バングラデシュ | | アゼルバイジャン | | シエラレオネ |
| | ブルネイ | | アルバニア | | ジブチ |
| | マレーシア | | ウズベキスタン | | スーダン |
| | モルディブ | | カザフスタン | | セネガル |
| | *タイ | | キルギス | | ソマリア |
| 中 東 | アフガニスタン | 欧 州 | タジキスタン | | チャド |
| | アラブ首長国連邦 | | トルクメニスタン | | チュニジア |
| | イエメン | | *ボスニアヘルツゴビナ | | トーゴ |
| | イラク | | *ロシア | | ナイジェリア |
| | イラン | | ガイアナ | | ニジェール |
| | オマーン | | スリナム | | ブルキナファソ |
| | カタール | | アルジェリア | | ベナン |
| ア フ リ カ | クウェート | ア フ リ カ | ウガンダ | | マリ |
| | サウジアラビア | | エジプト | | モザンビーク |
| | シリア | | ガボン | | モーリタニア |
| | トルコ | | カメルーン | | モロッコ |
| | パレスチナ | | ガンビア | | リビア |
| | バーレーン | | ギニア | | *中央アフリカ |
| | ヨルダン | | ギニアビサウ | | |

(出典) OIC HP(<http://www.oic-oci.org/>)から作成。

(注記) *印は、オブザーバー国・地域である。オブザーバーには、国際機関を含まない。